

対象となる事業所・施設等		補助対象経費		の補助 考 え 方 額	上 限 額	上 限 額 を 超 え た 場 合 の 国 協 議	
		※通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成					
		【緊急時の介護人材確保に係る費用】	【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】				
(1) サ ー ビ ス 継 続 支 援 事 業	(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触のあった者(感染者と同居している場合に限る)に対応した介護サービス事業所・施設等	① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に感染者と接触のあった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む)	○職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(県交付要綱別添1参照。介護施設等に限る)	○介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用 ○感染性廃棄物の処理費用 ○在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用	所要額	あり	可
		② 感染者と接触のあった者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等	○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)			
		③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(①、②の場合を除く)	○職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・一定の要件に該当する自費検査費用(県交付要綱別添1参照。介護施設等に限る) 一人1回あたりの補助上限額:2万円		定額	あり	可
		④ 施設内療養を行った高齢者施設等	○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用 (県交付要綱別添2参照。高齢者施設等に限る) ・施設内療養者一人あたり一日5千円を補助(一人あたり最大7万5千円を補助) ・更に要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日5千円を追加補助(一人あたり最大7万5千円を追加補助) ・追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。		定額	追加補助あり	—
	(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所((ア)①に該当しない場合)	○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)	所要額	あり	—	
(2) 連 携 支 援 事 業	(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等と連携する事業所・施設等(利用者の受け入れ、応援職員の派遣) ※以下の事業所・施設等と連携 ・(ア)①に該当するサービス事業所、施設等 ・自主的に休業した介護サービス事業所	○連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費		所要額	あり	可	
(3) 応 援 職 員 派 遣 調 整 事 業	介護サービス事業所等において、感染者が発生し、職員が不足した場合に、応援職員の派遣を行った介護サービス事業所等	○応援職員派遣経費(派遣元法人) ・応援終了後に、感染防止のため職場復帰せず、待機する場合の手当 1人1日につき1万6千円(14日を限度とする。) ※同一法人の介護サービス事業所等への派遣を含む。 ※応援職員派遣期間中の手当は除く(当該手当は、交付要綱第2(2)介護サービス事業所との連携支援事業の経費に計上のこと)。 ・派遣法人協力費 派遣した応援職員1人1日につき1万円 ※対象期間は、派遣期間及び自宅待機期間(待機期間は14日を上限とする)。 ※派遣法人協力費については、同一法人の介護サービス事業所等への派遣を除く。		定額	あり(日数)	—	
	応援職員派遣支援の実施にあたり応援職員の派遣を調整した団体	○派遣調整協力費(調整団体) 感染発生施設等へ応援職員の派遣を調整した団体への協力費 実派遣人数1人につき2千円(10万円を上限とする。)		定額	あり	—	

※対象となる事業所・施設ごとの基準単価(上限額)は、県交付要綱の別表1をご参照ください。

(1)サービス継続支援事業の(ア)①②③の【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】に係る補助対象のうち、「消毒・清掃」「感染性廃棄物処理」「衛生用品購入」の具体例 (厚生労働省作成の本事業に係るQ & Aを基に作成)

	補助対象	補助対象外
介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃業務の委託費用 ○リネンサプライ等のクリーニング費用 ○対象事業所・施設等となった要因が解消されるまでの間に係る事業所・施設等の消毒 ○清掃に必要な物品等の購入費用 <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨ての筈・ちりとり ・雑巾 ・ゴミ袋 ・消毒シート ・消毒液 	<ul style="list-style-type: none"> ○要因解消以降にも使用できるもの ○抗菌を目的とする消毒 <ul style="list-style-type: none"> ・消毒・清掃機器 ・繰り返し使用可能なゴミ箱、バケツなど
感染性廃棄物の処理費用	<ul style="list-style-type: none"> ○処理業務委託費用 ○対象事業所・施設等となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品の購入費用 <ul style="list-style-type: none"> ・当該感染に係る廃棄物処理に使用するゴミ袋 ・ブルーシート ・テープ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・要因解消以降にも使用できるもの（繰り返し使用可能なゴミ箱等） ・当該感染と関係のない廃棄物に係る処理費用
在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用	<p>その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費する防護具等や消毒用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク ・手袋 ・ガウン ・フェイスシールド ・ゴーグル ・清拭クロス ・ドライシャンプー ・消毒液 ・防護具着用テープ 	<ul style="list-style-type: none"> ・体温計 ・パルスオキシメーター ・パーテーション ・ポータブルトイレ ・ブラシ ・バケツ ・おむつ ・氷枕 ・消臭スプレー